

1. 適用範囲

この基準は、河川の水質改善を目的として設置する浄化設備の製作、据付に適用する。なお、工事事務に設置する濁水処理設備等は含まない。

1-1 区分及び構成

河川浄化設備の区分及び構成は、表-17・1のとおりとする。

表-17・1 区分及び構成

区分	構成
取水設備	取水ゲート，取水ポンプ，除塵装置等
浄化設備	攪拌装置，沈澱装置，ろ過装置，接触酸化装置，曝気装置，逆洗装置等
排水処理設備	濃縮装置，脱水装置，曝気装置等
薬注設備	薬品貯蔵装置，薬注ポンプ等
監視操作制御設備	機側操作装置，中央監視操作装置等
計測設備	流量計，濁度計等各種センサー類
その他設備	施設内排水設備，施設内換気設備，点検設備等
付属設備	各種架台，歩廊等

2. 直接製作費

2-1 機器単体費

機器単体費として計上する品目は、次のとおりとする。

電動機，攪拌機，掻寄機，ろ過装置，ろ材，脱水機，薬品貯留槽，各種ポンプ，各種プロウ，油圧シリンダ，油圧ユニット，油圧モータ，ゲート開閉機，バルブ駆動装置，空気圧縮機，各種センサー，フロート，ウインチ，機側操作盤，中央監視操作盤，天井走行クレーン，ホイスト，チェンブロック，自家発電装置，弁及び管継手等

2-2 製作工数

- (1) 製作に要する必要工数を積上げるものとする。
- (2) 付属設備の製作工数は、「第 18 章鋼製付属設備」によるものとする。

3. 直接工事費

3-1 据付工数

各機器等の据付・調整に要する必要工数を積上げるものとする。

3-2 機械経費

据付にかかる経費は、必要に応じてトラッククレーン等について積上げるものとする。

3-3 試運転費

試運転費は、設備全体の総合的な試運転調整費用であり、総合試運転に要する薬品，電力料金及び必要工数を積上げ計上するものとする。